

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（たばこ白書）」では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、虚血性心疾患や慢性閉塞性肺疾患（COPD）などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などと因果関係があることが示されており、厚生労働省研究班は、受動喫煙による国内の死亡者数を年間約1万5,000人と推計するなど、たばこの煙による健康被害について様々な報告が行われている。

また、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低レベルと評価しており、この現状を脱し、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要がある。

よって、国においては、国民の健康を最優先に考え、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 健康増進法に受動喫煙防止対策の取組を進めるための罰則付き規制を設け、早急に改正すること。
- 2 規制するに当たっては、受動喫煙防止対策を講ずる準備と実施までの周知期間を設けること。
- 3 屋内の職場や公共の場を全面禁煙とするよう求める、WHOたばこ規制枠組条約第8条の「実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
- 4 屋内での規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講ずること。
- 5 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

福島県議会議長 杉 山 純 一